

# 千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業

## 基本協定書（案）

令和7年4月

千 葉 市

## 千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業 基本協定書（案）

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、千葉市（以下「市」という。）は、●（以下「代表企業」という。）、●、●、●及び●で構成される●グループ（以下、代表企業、●及び●を「構成員」、構成員以外の者を「協力企業」、構成員及び協力企業を「企業グループ」と総称する。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札により落札者として選ばれたことを確認し、本事業のうちの運営・維持管理業務の遂行者（以下「運営事業者」という。）の構成員による設立及び本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結について定めることを目的とする。

- （1）市、企業グループ及び運営事業者の間で締結される千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業基本契約（以下「基本契約」という。）
- （2）市及び●（以下「建設事業者」という。）の間で締結される千葉市新港清掃工場更新整備工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）
- （3）市及び運営事業者の間で締結される千葉市新港清掃工場運営業務委託契約（以下「運営業務委託契約」という。）

（市及び企業グループの義務）

第2条 市及び企業グループは、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 企業グループは、事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の入札手続きにかかる千葉市PFI事業等審査委員会及び市の要望事項を尊重する。

（事業契約の締結）

第3条 市及び企業グループは、次条以下の規定により、事業契約を、入札説明書等（市が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した令和7年4月14日付の入札説明書（市が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及び令和7年8月1日までに公表した入札説明書に関する質問への回答）に別添資料の事業契約書案の形式及び内容にて、令和8年1月を目処にこれを仮契約として締結するべく最大限努力する。

- 2 市は、入札説明書等に別添資料の事業契約書案の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 市及び企業グループは、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、構成員又は協力企業のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は締結済みの

仮契約若しくは本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、構成員又は協力企業に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、構成員又は協力企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (3) 構成員又は協力企業の役員又はその使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

- 5 事業契約の本契約の締結までに、構成員又は協力企業のいずれかが、入札説明書等において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は締結済みの仮契約を解除することができる。

（賠償額の予定）

第 4 条 企業グループは、構成員又は協力企業のいずれかが前条第 4 項各号のいずれかに該当するときは、市が事業契約の締結又は解除をするか否かを問わず、かつ、市が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、違約金として、本事業の入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の 10 分の 2 に相当する金額を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 前条第 4 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、確定した命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号及び第 6 号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他市が特に認める場合。
- (2) 前条第 4 項第 3 号のうち、構成員又は協力企業のいずれか（当該構成員又は協力企業が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、当該構成員又は協力会社について同法第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定したときを除く。

- 2 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令又は同法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令（これらの命令が構成員又は協力会社のいずれか若しくは当該構成員又は協力会社が構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。第 4 項第 2 号において同じ。）により、構成員等に同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本協定が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、企

業グループは、本事業の入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。

- 3 本協定に関し、構成員又は協力企業のいずれかについて独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときにおいては、企業グループは、本事業の入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。
- 4 本協定に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、企業グループは、市の請求に基づき、前3項に規定する本事業の入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の2に相当する額その他、本事業の入札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の5に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第2項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 第2項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第96条の6又は第3項に規定する刑に係る確定判決において、構成員又は協力企業のいずれか（当該構成員又は協力会社が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 5 構成員及び協力企業は、連帯して第1項から第4項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 6 第1項から第4項までの規定は、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合において、当該超過分につき市が賠償を請求することを妨げるものではない。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員及び協力企業は、連帯してこれを負担する。

#### (運営事業者)

第5条 構成員は、本協定締結後速やかに、本事業にかかる入札説明書等、事業提案書（本事業の入札において、企業グループが提出した応募書類一式をいう。）及び次の各号に定めるところに従い、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき運営事業者を設立する。

- (1) 運営事業者の定款の目的を、本事業に関連のある事業のみとする。
- (2) 会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、運営事業者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書にある別段の定めについては、運営事業者の定款に定めてはならない。
- (3) 運営事業者は、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
- (4) 運営事業者は、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を運営事業者の定款に定めてはならない。
- (5) 運営事業者は、募集株式の割当てに関する会社法第204条第1項に定める決定について、運営事業者の定款に同条第2項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。

- (6) 運営事業者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項による決定について、運営事業者の定款に同条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
  - (7) 運営事業者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設定に関する定款の定めをおこななければならない。
  - (8) 運営事業者は、会社法第 326 条第 2 項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおこななければならない。
  - (9) 運営事業者の資本金及び株主の構成は別表記載のとおりとしなければならない。
  - (10) 運営事業者の資本金は[ ]円（提案による金額）以上とする。
  - (11) 運営事業者の本店所在地を千葉市内とし、移転させないこと。
- 2 前項の場合において、構成員は必ず運営事業者に出資するものとし、設立時から本事業の終了までにおける代表企業の議決権付普通株式の保有割合は常に 100 分の 50 を超えるものとする。事業契約期間中、構成員は、市の事前の書面による承諾なくして、運営事業者の株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。構成員は、事業契約期間中、市の書面による事前の承諾なく、運営事業者に対する議決権付普通株式の保有比率を変更することはできない。
- 3 構成員は、事業契約を仮契約として締結する時まで、設立時の取締役、監査役及び会計監査人並びに構成員の保有する運営事業者の株式数を市に報告し、運営事業者の登記事項証明書、定款（原本証明付写し）及び株主名簿（原本証明付写し）を市に提出する。運営事業者の設立後に、役員等の改選（再任を含む。）、定款の変更並びに株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。

#### （株主の誓約）

第 6 条 構成員は、運営事業者設立後遅滞なく、別紙 1 に示す様式の出資者誓約書を市に提出するものとする。運営事業者が増資した場合等、株主に変動があった場合も同様とする。

#### （準備行為）

第 7 条 運営事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用で、かかる準備行為に協力する。

#### （役割分担）

第 8 条 本事業の実施において、構成員及び協力企業並びに運営事業者は、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- |     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 【会社名】 | 【業務内容】    |
| (2) | 【会社名】 | 【業務内容】    |
| (3) | 【会社名】 | 【業務内容】    |
| (4) | 運営事業者 | 運営・維持管理業務 |

(当事者が締結すべき契約)

- 第9条 市、企業グループ及び運営事業者は、運営事業者の設立後速やかに、本協定及び入札説明書等に基づき基本契約を締結する。
- 2 前項の基本契約は仮契約とし、第4項の建設工事請負契約の締結にかかる議会の議決があったときに本契約を締結したものとみなす。
  - 3 市及び建設事業者は、本協定及び入札説明書等に基づき、建設工事請負契約を締結する。
  - 4 前項の建設工事請負契約は仮契約とし、締結について議会の議決があったときに本契約を締結したものとみなす。
  - 5 建設事業者が共同企業体のときは、建設事業者は第3項の建設工事請負契約の締結の前に共同企業体の組成にかかる協定書等の写しを市に提出するものとする。
  - 6 市は運営事業者と、本協定及び入札説明書等に基づき、運営事業者の設立後速やかに運営業務委託契約を締結する。構成員は、運営事業者の設立後速やかに、運営事業者をして市と運営業務委託契約を締結させる。
  - 7 前項の運営業務委託契約は仮契約とし、第4項の建設工事請負契約の締結にかかる議会の議決があったときに本契約を締結したものとみなす。

(本件施設の建設工事等)

- 第10条 本件施設(本事業で整備・運営する新港清掃工場をいう。以下同じ。)の設計及び建設工事にかかる業務(以下、「設計・建設業務」という。)の概要は、本事業の入札において市が令和7年4月14日付けで公表した要求水準書 設計・建設業務編(変更があるときは変更後の最新版及び同書にかかる質問回答をいう。以下「要求水準書(設計・建設業務編)」という。)及び事業提案書(本事業の入札において企業グループが市に提出した提案書一式(質問回答及び補足説明等の一切を含む。)をいう。以下同じ。)に定めるとおりとする。
- 2 建設事業者は、市との建設工事請負契約締結後、速やかに設計・建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、本件施設の実施設計を完成させ、実施設計図書を市に提出し市の承諾を得た上、建設工事請負契約に定める工期の末日までに本件施設を完成(試運転を含む。)させ市に引き渡し、設計・建設業務を完了する。
  - 3 建設事業者は、建設工事請負契約に基づき、建設工事請負契約金額の100分の10に相当する契約保証金を市に納付しなければならない。
  - 4 設計・建設業務にかかる契約条件の詳細は、建設工事請負契約に定めるところによる。

(本件施設の運営・維持管理業務)

- 第11条 本件施設の運営及び維持管理にかかる業務(以下「運営・維持管理業務」という。)の概要は、本事業の入札において市が令和7年4月14日付けで公表した要求水準書 運営・維持管理業務編(変更があるときは変更後の最新版及び同書にかかる質問回答をいう。以下「要求水準書(運営・維持管理業務編)」という。)及び事業提案書に定めるとおりとする。

- 2 運営事業者は、運営・維持管理業務における契約保証金として、運営業務委託契約に基づき、市に対し、運営保証対象額に相当する金額を納付しなければならない。
- 3 運営事業者は、運営業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 運営・維持管理業務にかかる契約条件の詳細は、運営業務委託契約に定めるところによる。

(事業契約の不成立)

- 第12条 市議会において建設工事請負契約にかかる議案が否決されたことにより、事業契約の本契約の締結に至らなかった場合、既に市及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の場合を除き、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

- 第13条 市及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

- 第14条 市及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
  - (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 相手方に対する開示の後に、市又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 市及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
  - (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令等（法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドラインをいう。以下同じ。）に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4)市及び企業グループにつき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合

(5)市が市議会に開示する場合

(6)市が、本事業にかかる施設の運営及び維持管理に関する業務を運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(個人情報保護)

第15条 企業グループは、個人情報の保護を図るために、本事業に関連して知り得た個人情報について別紙2に従い適切な管理を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第16条 本協定に別紙3として添付する暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約は本協定と一体をなすものとし、企業グループは別紙3に定めるところを遵守する。

(管轄裁判所)

第17条 市及び企業グループは、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、千葉地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(本協定の有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

第19条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本協定の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第20条 本協定に定めのない事項については、市及び企業グループが別途協議して定める。

この協定締結の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月●日

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊一

企業グループ  
(代表企業)  
[住所]  
[氏名]

(構成員)  
[住所]  
[氏名]

(協力企業)  
[住所]  
[氏名]

(協力企業)  
[住所]  
[氏名]

別表

運営事業者の資本金及び株主構成

[事業提案書の内容に従って記載します。]

1. 設立時

運営事業者の資本金の額 ●円  
運営事業者の発行済株式の総数 ●株

**出資者（代表企業）**

商号 【商号】  
所在地 【住所】  
出資額 【〇〇〇〇】  
引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

**出資者（構成員）**

商号 【商号】  
所在地 【住所】  
出資額 【〇〇〇〇】  
引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

**出資者（構成員）**

商号 【商号】  
所在地 【住所】  
出資額 【〇〇〇〇】  
引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

※ 提案書の内容に基づいて記載します。

2. その後の資本金及び株主構成

※ 提案書の内容に基づき上記1.の記載例に従って記載します。

令和7年12月●日

（あて先）

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 神谷 俊一 様

### 出 資 者 誓 約 書

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、千葉市（以下「市」という。）から本事業において新港清掃工場の運営・維持管理業務の委託を受ける●（以下「運営事業者」という。）に関し、運営事業者の株主である●、●及び●（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証致します。

### 記

- 1 運営事業者が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本出資者誓約書提出日現在有効に存在すること。
- 2 運営事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち、●株を●が、●株を●が、●株を●がそれぞれ保有していること。
- 3 運営事業者の本日現在における株主構成は、代表企業である●の議決権付普通株式の保有割合が100分の50を超えていること。
- 4 代表企業である●の議決権付普通株式の保有割合が100分の50を超える状態を、運営事業者の設立時から本事業の終了までを通じて維持すること。
- 5 前各項に定める他、運営事業者について市と本事業の入札の落札者である企業グループが令和7年12月●日付で締結した本事業にかかる基本協定第5条第1項各号に定める内容を満たしていること。
- 6 当社らは、本事業の終了までの間、運営事業者の株式又は出資を維持し、市の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する運営事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

住 所  
氏 名

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 企業グループは、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 企業グループは、本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3 企業グループは、本協定による事務にかかる個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置と同等以上の措置（特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」に定める措置と同等以上の措置）を講じなければならない。

2 企業グループは、本協定による事務にかかる個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、本協定による事務にかかる個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項（安全管理措置にかかる事項を含む。）、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとするとともに、市にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また、当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 本協定による事務にかかる個人情報の管理について、不適正な取扱いがあると認められるときは、市は企業グループに対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

（従事者への周知及び監督）

第4 企業グループは、本協定による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割並びに特定個人情報の取扱いの有無を明らかにして、市の求めに応じてその内容を市に通知しなければならない。

2 企業グループは、従事者に対し、在職中及び退職後においても本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、市の求めがあった場合にその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。

3 企業グループは、前項の了知の際、従事者に対し、本協定による事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法及び番号法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 企業グループは、従事者に対し、本協定による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第5 企業グループは、本協定による事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（目的外の利用又は第三者への提供の禁止）

第6 企業グループは、本協定による事務にかかる個人情報を当該事務を処理する目的以

外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 企業グループは、市の指示又は承諾があるときを除き、本協定による事務を処理するために取得し、又は市から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 企業グループは、本協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、次に掲げる事項を市に対して報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が市と同等程度であると認められるものとして市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 再委託が必要な理由

(2) 再委託先

(3) 再委託の内容

(4) 再委託先が取り扱う情報

(5) 企業グループの再委託先に対する監督方法

2 企業グループは、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、本協定により企業グループが負う義務を、あらかじめ契約書等で市が指定する事務を除き、「市」を「企業グループ」に、「企業グループ」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、企業グループと再委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、企業グループは、市の提供した個人情報並びに企業グループ及び再委託先が本協定による事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 企業グループは、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、市に対して責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、再委託先が企業グループの子会社である場合も同様とする。

(作業場所の指定等)

第9 企業グループは、本協定による事務の処理（個人情報を取り扱うものに限る。次項及び第3項において同じ。）については、市の庁舎内において行わない場合、当該事務を処理しようとする場所における個人情報の適正管理の実施その他の措置について、あらかじめ市に届け出て、市の承諾を得た場合には、当該作業場所において事務を処理することができる。

2 企業グループは、市の庁舎内において本協定による事務の処理を行うときは、市の指定する時間に実施するものとする。この場合において、企業グループは、従事者に対して、その身分を証明する書類を常時携帯させなければならない。

3 企業グループは、本協定による事務の処理をするために取り扱う個人情報を、市の庁舎内又は第1項の規定により市の承諾を受けた場所から持ち出してはならない。

(資料等の運搬)

第10 企業グループは、従事者に対し、個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(資料等の返還等)

第11 企業グループは、本協定による事務を処理するために市から貸与され、又は企業グループが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本協定の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとし、その他市の承諾を得て行った複写又は複製物を含む本協定による事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても市にその旨の報告をしなければならない。なお、本協定による事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第 12 第 11 に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第 4 の規定によりその役割を果たすべき者として市に届け出られている者が行うものとする。

2 授受等が、契約書等で市が指定することにより、市と企業グループとの直接のやり取りになっていない場合は、企業グループは、その授受等の方法について、あらかじめ市に承認を得なければならない。

(事故発生時における報告)

第 13 企業グループは、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び受託した事務にかかる個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定による報告があった場合において、市は、企業グループの意図にかかわらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

(検査等の実施)

第 14 市は、企業グループが本協定による事務を処理するにあたっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年 1 回以上、実地（同一内容の委託事務において委託先や委託先が個人情報を取り扱う場所が複数ある場合は、そのうちの一か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、企業グループからの書面の提出をもって替えることができる。

(1) 書面による確認で足りる場合

(2) 委託先又は委託先が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合

(3) その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

2 企業グループは、市から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(資料等の提出)

第 15 市は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

2 企業グループは、市から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第 16 市は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) 本協定による事務を処理するために企業グループが取り扱う個人情報について、企業グループ又は再委託先の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前号に掲げる場合の他、企業グループがこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

(補則)

第 17 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、市が別に指定する。

<法における罰則関係規定の抜粋>

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号にかかる個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 178 条 第 148 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為

をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第182条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第146条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 略

第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰する他、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第178条及び第179条 1億円以下の罰金刑

(2) 第182条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表する他、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第30条第2項（第31条第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の規定に違反した者

(2) 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

<番号法における罰則関係規定の抜粋>

第48条 個人番号利用事務等又は第7条第1項若しくは第2項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第14条第2項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第50条 第25条（第26条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第51条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番

号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第52条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第52条の3 第45条の2第3項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第53条 第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条の2 第21条の2第8項又は第45条の2第9項において準用する第34条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 第35条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条の2 第21条の2第8項又は第45条の2第9項において準用する第35条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第56条 第48条から第52条の3までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰する他、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第48条、第49条及び第53条 1億円以下の罰金刑

(2) 第51条及び第53条の2から第55条の2まで 各本条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表する他、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

別紙3 (第16条関係)

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される協定(以下「本協定」という。)と一体をなす。

(表明確約)

第2条 企業グループを構成する各法人は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 企業グループを構成する各法人は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての下請負人を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除にかかる解除)

第3条 市は、企業グループを構成する各法人のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、市が、関連する企業グループの法人若しくは企業グループの代表企業に対して当該契約の解除を求め、当該法人がこれに従わなかったとき。

2 企業グループは、前項の規定により本協定が解除された場合は、違約金として、本事業の入札にかかる入札金額の10分の1に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。

3 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

4 市は、第1項の規定により本協定を解除した場合は、これにより入札グループに生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 第1項の規定により本協定が解除された場合に伴う措置については、本協定の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 企業グループを構成する各法人は、本協定の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下

「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

- (2) 企業グループを構成する各法人の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、企業グループの代表企業に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 市は、企業グループを構成する各法人が前条に違反した場合は、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、当該法人について指名停止の措置を行う。企業グループを構成する各法人の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。